

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 1 3 日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部農村整備課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申し出があった場合の措置の延長等について

このことにつきまして、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和 2 年 3 月 2 日付事務連絡)に基づき、工事及び業務の一時中止の措置等を行っているところですが、既に一時中止措置を実施している工事及び業務について、下記のとおり中止期間の延長等の取扱いを定めたので、参考までに通知いたします。

## 記

### 1. 工事又は業務の一時中止措置等について

発注者においては、工事又業務の各契約書の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する一時中止措置等を適切に行うこととする。

なお、通年維持管理等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和 2 年 3 月 1 9 日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえて上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や期間の変更を行う。また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和 2 年 3 月 1 9 日までの期間とする。

また、3 月 2 日付事務連絡に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者から自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして、一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長でも令和 2 年 3 月 1 9 日までの期間とする。

なお、令和 2 年 3 月 1 9 日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開できることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

(事務担当 技術管理係)